

## 騒音地域における環境整備調査委託 仕様書

### 1. 委託業務名

騒音地域における環境整備調査委託（以下「本業務」という。）

### 2. 業務の目的

成田空港は世界有数の国際拠点空港であり、平成30年3月には、年間発着容量を30万回から50万回に拡大する成田空港の更なる機能強化の実施が四者協議会で合意され、令和5年3月には、成田国際空港株式会社が、旅客ターミナルの再構築、航空物流機能の高度化、空港アクセスの改善、地域との一体的な発展等に関する「新しい成田空港」構想の中間とりまとめを示したところである。

このような背景のもと、地域と空港の共生の実現に向けて、空港のプラスの効果が騒音地域に及ぶよう、当該地域の振興を図っていく必要がある。

本業務は、騒音地域における地域振興のニーズ把握及び地域資源等の分析を行い、2か年をかけて、施策の概要、概算事業費及び施設整備を伴う地域振興策の事業候補地等を取りまとめた具体的な地域振興策（以下「地域振興メニュー」という。）を策定するものである。

### 3. 業務の期間

契約締結日の翌日から令和7年3月31日（月）まで

### 4. 調査対象区域

成田市内全域（騒防法第1種区域が重点区域）

### 5. 令和5年度業務の内容

#### （1）調査計画の立案・作成

本業務を実施するに当たっての調査計画を立案・作成する。

#### （2）関連計画の整理

NARITAみらいプラン、都市計画マスタープラン、立地適正化計画、地域公共交通計画等、関連計画における騒音地域に係る事項や位置づけを整理する。

#### （3）騒音地域の特性・資源等の整理

騒音地域の現況等について、現地調査や既存資料の活用等により、以下の項目について整理する。

- ・社会的条件(人口(年齢階層別)、世帯数、産業別従業者数等)
- ・物的条件(土地利用の現況、道路交通の現況、公共施設の立地状況、地域資源(自

然・観光、歴史・文化)の現況等)

- ・土地利用規制や各種法規制等
- ・地域振興策として活用可能な既存施策や既存施設の整理

#### (4) 騒音地域における地域振興のニーズ把握

騒音地域の住民団体である成田空港騒音対策地域連絡協議会（5部会）（以下「住民団体」という。）の既存要望事項等を整理した上で、ヒアリング等により現時点のニーズを再確認するとともに、騒音地域住民及び市全域住民の地域振興に係るニーズをアンケート等により把握する。

#### (5) 地域振興メニューの策定に向けた基本方針の策定

令和6年度の地域振興メニューの策定に向けて、ニーズ調査の結果と関連計画や地域資源等を整理した内容を分析し、令和6年度に具体的な地域振興策を検討する範囲を明確化（峻別）するための基本方針を策定する。併せて、基本方針の概要版を作成する。

##### ※基本方針の策定イメージ

：地域振興の概念が幅広いことから、ハード事業やソフト事業など様々なニーズが想定されるため、一旦すべてを把握した上で、関連計画や地域資源等の分析結果をもとに具体的な地域振興策を検討する範囲を明確化（峻別）する。

ex・定住人口の増加を直接的な目的とした地域振興策は、〇〇であることから、本件調査における地域振興策の対象とする／しない。

#### (6) 地元意見交換等支援（その1）

地域振興メニューの策定に向けた基本方針（概要版）を基に、住民団体との意見交換を行うための支援を行う。

#### (7) 事業候補地の検討

令和6年度の施設整備を伴う地域振興策の事業候補地の選定に向けた、地理的条件等の現況調査を実施する。

#### (8) 令和5年度成果品

- |                           |    |
|---------------------------|----|
| ・中間調査報告書（A4版）             | 2部 |
| ・地域振興メニューの策定に向けた基本方針（概要版） | 2部 |
| ・上記電子データ                  | 1式 |

### 6. 令和6年度業務の内容

#### (1) 中間とりまとめの策定

地域振興メニューの策定に向けた基本方針に基づき、令和5年度の調査内容を詳細に分析し、立案した地域振興策ごとに施策概要を整理した中間とりまとめを策定する。併せて、中間とりまとめの概要版を作成する。

#### (2) 地元意見交換等支援（その2）

地域振興メニュー中間とりまとめ（概要版）を基に、住民団体との意見交換を行うための支援を行う。

(3) 事業候補地の選定

令和5年度調査内容を分析し、施設整備を伴う地域振興策の事業候補地を選定し、事業候補地ごとに立地に適する施設整備の内容をとりまとめる。併せて事業候補地図を作成する。

(4) 概算事業費等の算定

地域振興策ごとに概算事業費（ハード事業は工期も含む）を算定する。

(5) 地域振興メニューの策定

地域振興策ごとの施策概要、概算事業費及び事業候補地選定の結果等を取りまとめた地域振興メニューを策定する。併せて地域振興メニューの概要版を作成する。

(6) 地元意見交換等支援（その3）

地域振興メニュー（概要版）を基に、住民団体との意見交換を行うための支援を行う。

(7) 令和6年度成果品

・最終調査報告書（A4版）	2部
・地域振興メニュー中間とりまとめ（概要版）	2部
・地域振興メニュー（概要版）	2部
・上記電子データ	1式

7. 参考

あくまで参考であるが、業務の概要及び工程は別紙1のとおり。

8. その他

(1) 打合せ協議

業務を円滑に進めるため、適宜、打合せ協議を実施する。

(2) 統括責任者及び主任担当者の役割

統括責任者は、業務全般の管理を担うものとする。主任担当者は、市との連絡調整を担うものとする。

受注者が、業務の実施体制として他部署と連携したプロジェクトチームを編成する等の場合にあっても、原則として市との連絡調整は主任担当者に一本化して行うこと。

なお、統括責任者が主任担当者を兼務することは妨げない。

(3) 業務担当者

受注者は、騒音地域における環境整備調査委託に係る公募型プロポーザル募集要項「配置予定担当者調書（様式5）」に記載した配置予定担当者に当該業務を担当させなければならない。ただし、変更がやむをえないと発注者が認めた場合については、

この限りではない。

(4) 秘密の保持

本業務において、受注者の社員は、在職中はもとより退職後といえども業務上知り得た秘密を何人にも漏洩してはならないものとする。

(5) 損害賠償

受注者は、本業務中に生じた事故に対して一切の責任を負うものとし、事故状況等を速やかに発注者に報告し、最善の処置を行わなければならない。また、損害賠償の請求があった場合には受注者が自己の責任において一切を処理するものとする。

(6) 資料の貸与

受注者は、本業務に必要な資料を発注者より借り受けた場合は、適正に管理し、業務完了後速やかに返却するものとする。

(7) 検査

受注者は、業務完了時に、成果品の検査を受けなければならない。

- 1) 成果品の検査において、訂正を指示された箇所は、すみやかに訂正しなければならない。
- 2) 業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務の過失が発見された場合は、すみやかに当該業務の修正を行わなければならない。
- 3) 成果品の検査及び手直しに要する費用は受注者の負担とする。

(8) 成果品の帰属

本業務で履行した内容はすべて発注者の所有とし、調査結果についても発注者の承諾なくして貸与し、公表し、及び使用してはならない。また、発注者へ提出された写真、イラスト、グラフ等については、以後、発注者が使用するに当たり、支障のないものとする。

(9) 法令等の遵守

受注者は本業務の履行に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。

(10) 費用の負担

本業務に伴う必要な経費は、仕様書に明記のないものであっても原則として受注者の負担とする。

(11) 疑義

受注者は本業務の実施に際しては、常に発注者との連絡を密にし、疑義が生じた場合等本業務の遂行に支障を来す恐れがある場合には、速やかに発注者と協議し、その指示に従うものとする。

以上